

上越市 避難行動要支援者 避難支援プラン (全体計画)

平成19年5月

平成22年5月 (改訂版)

平成23年4月 (改訂版)

平成27年7月 (改訂版)

目 次

I	避難支援プランの作成目的、基本的考え方	1
1	避難支援プランの目的	1
2	避難支援プランの基本的な考え方	1
II	避難行動要支援者	1
1	避難行動要支援者の定義	1
III	避難支援等関係者	2
1	避難支援等関係者の定義	2
2	避難支援等関係者の選定	2
3	避難支援等関係者の役割	2
4	避難支援等関係者の責任	2
IV	平常時の対応	3
1	避難行動要支援者情報の把握・収集の方法	3
2	避難行動要支援者情報の登録	3
(1)	避難行動要支援者情報の一元管理	
(2)	名簿の作成	
3	避難行動要支援者情報の共有	4
(1)	情報の共有先	
(2)	情報の共有範囲	
(3)	情報の更新	
(4)	情報共有に伴う個人情報の保護	
4	個別の支援計画（個別避難計画）の作成	5
(1)	個別避難計画の内容	
(2)	避難行動要支援者の役割	
(3)	町内会（自主防災組織）及び支援者の役割	
(4)	市の役割	
(5)	個別避難計画に基づく訓練の実施	

V	災害時の対応	6
1	避難準備情報等の伝達	6
2	避難行動要支援者の情報提供	7
3	避難誘導	7
4	避難行動要支援者の避難状況の把握、安否確認	7
5	緊急避難場所又は避難所における避難行動要支援者の引継ぎ及び運送	7
	(別紙) 避難行動要支援者の範囲	8
	(参考) 避難行動要支援者名簿のイメージ、避難行動要支援者名簿の共有と管理	9

I 避難支援プランの作成目的、基本的考え方

1 避難支援プランの目的

本プランは、上越市地域防災計画における避難行動要支援者の避難支援について具体化したものであり、災害時に自力避難が困難で、周りの人の支援を必要とする避難行動要支援者に対して、災害時における安否確認や避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行うため、避難行動要支援者本人を主体として、家族や地域、関係行政機関などが連携しながら、具体的な情報伝達方法や避難支援者、必要な支援内容などの検討を行うとともに、平常時から声かけや見守りを行うことにより、良好な地域コミュニティの形成と避難行動要支援者への支援体制を整備するものである。

2 避難支援プランの基本的な考え方

大規模な災害発生直後は、警察や消防、市役所などによる避難行動要支援者への即時対応が困難なため、避難行動要支援者の避難支援は、自助・地域（近隣）の共助を基本とせざるをえないことから、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、避難支援等関係者で共有するとともに、一人一人の避難行動要支援者に対する具体的な避難支援プラン（個別計画）を検討・策定しておくことが必要である。

II 避難行動要支援者

1 避難行動要支援者の定義

国の取組指針で示される避難行動要支援者とは、「市町村に居住する高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいい、一般的に高齢者、障害のある人等があげられている。

本プランでは、避難行動要支援者の対象者を次のように定める。

- ① 介護や身体的に支援を必要とし、又は情報の入手、判断、発信が困難で支援が必要な人（例：高齢者、乳幼児）
- ② 心身に障害があり、身体的な支援又は情報の入手、判断、発信が困難で支援が必要な人（例：障害のある人、難病患者）

- ③ 一時的に身体的な支障があり、支援が必要な人（例：傷病者、妊産婦）
- ④ 心身共に健康であるが、情報の入手、判断、発信が困難で支援が必要な人（例：外国人）

また、対象者のうち、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲を別紙「避難行動要支援者の範囲」のとおり定める。

Ⅲ 避難支援等関係者

1 避難支援等関係者の定義

本プランで用いる避難支援等関係者は、災害発生時に避難行動要支援者の下に容易に駆けつけることができる親族や近隣住民のほか「Ⅳ 3 (1)情報の共有先」で定める関係機関で、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認・避難誘導等の支援ができる者をいう。

2 避難支援等関係者の選定

避難支援等関係者は、避難行動要支援者が町内会（自主防災組織）などと連携を図りながら、地域において組織的な支援ができるよう取り組む。なお、特定の個人に過度な負担がかからないよう配慮する。

3 避難支援等関係者の役割

避難支援等関係者は、災害時に避難行動要支援者への情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行うほか、平常時から避難行動要支援者への見守りを行い身体の状態等を把握するなど、避難行動要支援者との信頼関係を保つよう努める。

4 避難支援等関係者の責任

避難支援等関係者は、あくまで善意と地域の助け合いにより支援を行ってもらうものであり、災害時に支援ができなかったり、事故等が発生したりしても責任を伴うものではない。

避難行動要支援者は、避難支援等関係者に任せきりになるのではなく、常に自助の意識を持ち、支援を希望する側として、積極的に避難支援等関係者や周囲の人と

良好な関係を作ることが必要である。

IV 平常時の対応

避難行動要支援者の把握と個別の避難支援計画（個別計画）の作成に努め、市関係部局（上越市地域防災計画に基づく関係課。以下「市支援班」という。）や関係機関と情報の共有化を図るとともに、防災計画に基づく避難訓練などを実施する。

1 避難行動要支援者情報の把握・収集の方法

避難行動要支援者の特定と必要な支援情報を把握するため、関係機関からの情報や市で保有する高齢者や障害のある人の情報を基に避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者からの希望や同意による情報の収集を行う。

① 基本となる避難行動支援者情報の登録

別紙「避難行動要支援者の範囲」の対象者について、所管課で支援の必要があると判断する人を避難行動要支援者として避難行動要支援者台帳に登載する。

② ①とは別に、避難支援等関係者の判断や避難行動要支援者からの希望などに基づき避難行動要支援者台帳に登録する。

③ 名簿に登録する情報は次の事項とする。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は現居住地
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする区分又は事由
- ・上記のほか、従前からの災害時要援護者名簿に登録されている事項など市で必要と認める事項

2 避難行動要支援者情報の登録

収集された避難行動要支援者の情報をデータベース化し一元的な管理を行う。

(1) 避難行動要支援者情報の一元管理

所管課で支援の必要があると判断する避難行動要支援者の情報及び収集された避難行動要支援者情報は一元管理し、別紙「避難行動要支援者の範囲」の所管課で常に最新の情報に更新するとともに、市支援班で情報の検索ができるようにする。

(2) 名簿の作成

収集された避難行動要支援者情報に基づき次の名簿を作成する。

① 事前提供同意者名簿

情報の共有先への事前提供に同意した避難行動要支援者の名簿

② 事前提供未同意者名簿

支援が必要と判断される避難行動要支援者で、情報の共有先への事前提供に同意していない人の名簿

事前提供同意者名簿については、平常時から避難支援等関係者である地域（民生委員や町内会（自主防災組織））や関係機関（警察や消防等）へ情報提供し、避難行動要支援者の支援体制の整備に役立てる。

3 避難行動要支援者情報の共有

平常時から事前提供同意者名簿について、次に示す情報の共有先とで共有することにより、事前に避難行動要支援者の把握ができ、支援体制が整えられる。

また、情報の共有により、普段から見守り等支援を行うことで、人と人とのつながりや信頼を深めるなど、自助・共助の意識が高められ、災害時の支援対応に役立てられるなど、官民一体となった効率的かつ効果的な支援が行える。

(1) 情報の共有先

- ・市支援班
- ・警察
- ・消防（消防署、消防団）
- ・民生委員児童委員
- ・町内会（自主防災組織）

- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会

(2) 情報の共有範囲

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、(1)で示した情報の共有先に対し、名簿情報を提供する。ただし、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるときを除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、上越市個人情報保護条例第10条第4項の規定（人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと求められるとき）に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、(1)で示した情報の共有先その他の者に対し、非同意の名簿情報を提供することができる。

(3) 情報の更新

避難行動要支援者の支援情報に変更があった場合、避難行動要支援者は速やかに市へ連絡する。

市は、避難行動要支援者からの情報のほか、関係機関等からの情報を基に、避難行動要支援者の支援情報を常に最新の内容に更新（抹消含む。）し、少なくとも年1回情報共有先に提供する。

(4) 情報共有に伴う個人情報の保護

情報共有者への情報提供は、提供された情報を目的外に使用しないなど、個人情報保護に関する誓約書の提出を条件とする。

なお、災害時に特に必要と認めて情報を提供する者に対しては、誓約書は求めないが、情報の適切な処分（廃棄、返却等）を求める。

また、名簿にはコピーできない用紙を使うなど、個人情報保護に配慮する。

4 個別の支援計画（個別避難計画）の作成

(1) 個別避難計画の内容

個別避難計画は、避難行動要支援者の必要としている支援内容を基に、情報伝達や安否確認の方法、避難所までの経路や避難手段など、具体的な避難支援の内容を定める。

(2) 避難行動要支援者の役割

避難行動要支援者は、避難所の場所の確認や避難経路、支援してほしい内容など、個別避難計画の作成に積極的に関わるようにする。

(3) 町内会（自主防災組織）及び支援者の役割

町内会（自主防災組織）及び支援者は、市と連携し、避難行動要支援者と協議しながら一人一人の避難行動要支援者について、避難支援のための個別避難計画を作成するとともに、平常時から声かけや見守りを行い、普段から本人の身体の状態等を把握するなど、緊急時の支援につながるよう避難行動要支援者との良好な信頼関係の構築に努める。

(4) 市の役割

市は、避難支援等関係者と連携し、個別避難計画の作成を進めるため、個々の作成状況を把握するとともに、他市で取り組んでいる個別避難計画の内容や、個別避難計画を作成した町内会（自主防災組織）の状況などの情報を町内会（自主防災組織）に提供し、個別避難計画の作成を支援していく。

(5) 個別避難計画に基づく訓練の実施

避難行動要支援者は、災害に備え、自主防災組織等の避難訓練に参加し、実際に個別避難計画に基づく避難行動を実践するものとする。

V 災害時の対応

1 避難準備情報等の伝達

基本的には、避難準備情報が発表された場合や災害発生時において、市から全住民向けに情報伝達される手段（防災行政無線、防災ラジオ、情報メール、広報車など）と同様に、避難行動要支援者への情報伝達を行うこととするが、障害者など通

常の伝達方法では情報の入手が困難な避難行動要支援者については、避難支援等関係者との連携や本人の状況に応じた機器を使用するなど伝達する。

2 避難行動要支援者の情報提供

市は、避難勧告又は避難指示を発令した時など、必要に応じて個人情報の保護に配慮しながら、未同意者名簿を避難支援等関係者に対し必要最低限の情報を提供し共有に努める。

3 避難誘導

避難支援等関係者は、個別避難計画に基づき避難行動要支援者の避難誘導にあたる。

町内会（自主防災組織）は、支援者に協力するとともに、地域全体の避難行動要支援者の避難誘導にあたる。

4 避難行動要支援者の避難状況の把握、安否確認

市は、各避難所において避難支援等関係者からの安否確認情報を集約し、避難行動要支援者の避難状況の確認を行い、未確認者の安否確認に努めるとともに、名簿等の照合により、避難行動要支援者安否確認の漏れ落ちを防ぐ。

また、安否確認を行ったが応答がないなどの場合は、職員の派遣や警察・消防などへの派遣要請を行う。

5 緊急避難場所又は避難所における避難行動要支援者の引継ぎ及び運送

避難行動要支援者の避難場所等における引き継ぎについては、別途定める避難所開設・運営マニュアル等において、避難全体の流れの中で定めることとし、また、避難場所から避難所への運送については、避難行動要支援者だけでなく、支援を必要とする避難者全員が安全に運送できるよう、今後、運送事業者などと協定を結んでいくこととする。

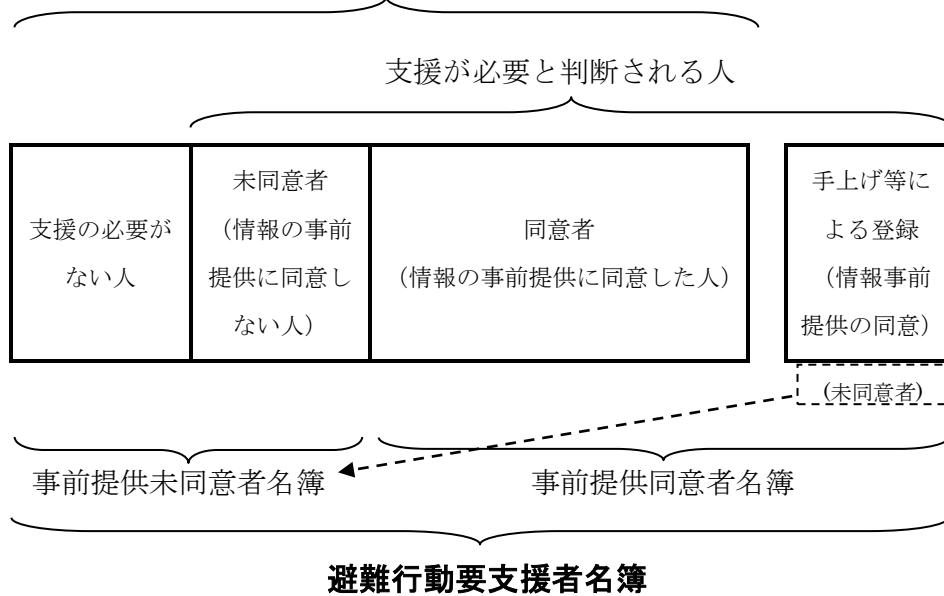
(別紙) 避難行動要支援者の範囲

区分	対象者区分	支援が必要と思われる対象者など	所管課
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らし ・65歳以上のみで構成される身体が虚弱な世帯 ・介護保険で要介護3以上の認定者 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らし ・65歳以上のみで構成される世帯 ・介護保険で要介護3以上の認定者 	高齢者支援課
障害のある人・難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に障害のある人 ・知的に障害のある人 ・精神に障害のある人 ・難病患者 	<p>(1) 下記の障害のある人のうち、ひとり暮らし世帯又は障害のある人のみ世帯、それに準じる世帯</p> <p>ア 第1種身体障害者の全て イ 療育手帳A、B所有者 ウ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者</p> <p>(2) 上記以外で、市が把握している障害のある人のうち、特に避難支援が必要と判断される人</p> <p>※ただし、高齢者の区分で対象となっている人は除く。</p>	福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ・市が対応（把握）している精神障害者保健福祉手帳を保持していない精神疾患患者や都道府県などからの情報による難病患者 	福祉課 健康づくり推進課
その他	<p>上記以外で定義①～④に含まれる、又は、準じる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援関係者等の判断により登録を求められた人 ・市支援班で個別に把握している人の中で必要と判断される人 ・上記のほか、日中独居となる虚弱な高齢者などで、自らの生命を主体的に守るため登録を求め人 <p>※原則として、名簿提供への本人同意がある人に限る。</p>	(登録所管課) 高齢者支援課	

(参考)

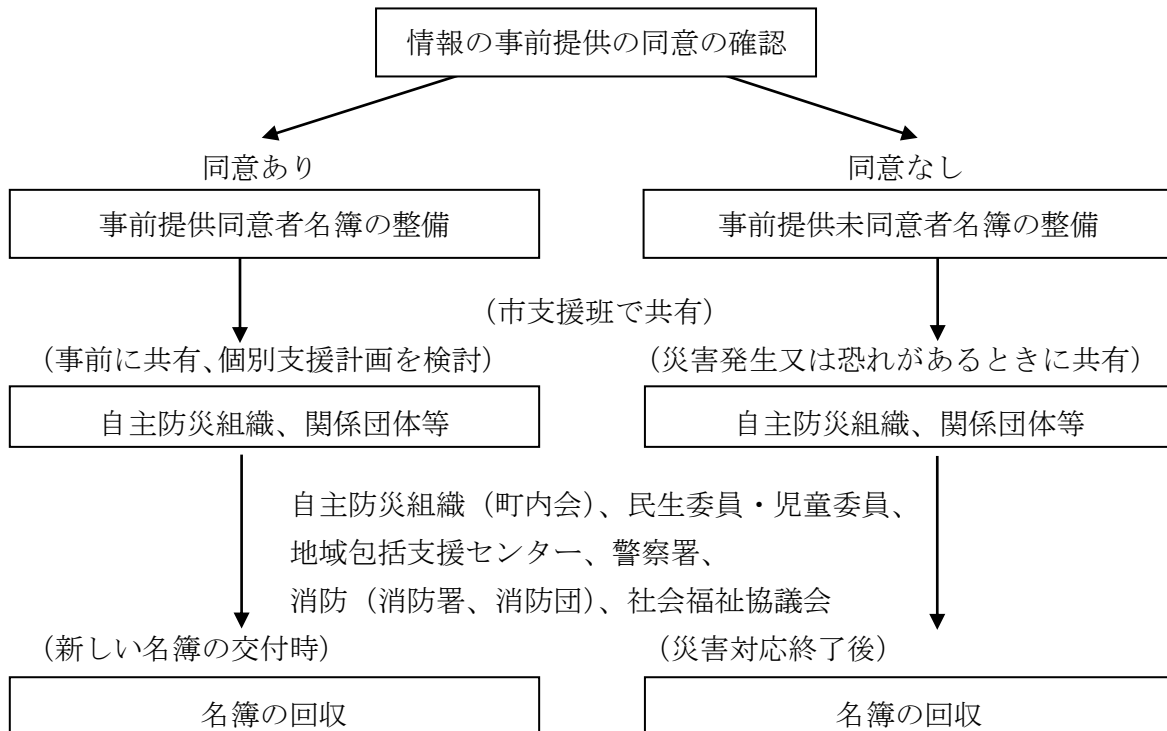
●避難行動要支援者名簿のイメージ

高齢者・障害者等は、共有情報の基準に応じて対象者を抽出して登録
(基本となる避難行動要支援者)



・避難支援関係者等の判断により登録を求められた人
・市支援班で個別に把握している人の中で必要と判断される人
・上記のほか、日中独居となる虚弱な高齢者などで自らの生命を主体的に守るため登録を求める人など

●避難行動要支援者名簿の共有と管理



※ 避難行動要支援者同意者名簿の提供の際は、個人情報保護の観点から、提供先の団体等から個人情報保護に関する誓約書の提出を受ける。ただし、民生委員・児童委員及び消防団については、非常勤特別職の公務員であるため除外する。